

# 委託業務仕様書

## 1. 件名

平成 27 年度公益財団法人東京都中小企業振興公社翔和秋葉原ビル事務所の移転に伴う業務委託

## 2. 目的

本業務は、4 の移転元から移転先への移転業務及びこれに附帯する業務を行うことを目的とする。

## 3. 契約期間

本業務の契約締結日から平成 27 年 6 月 30 日まで

## 4. 履行場所

移転元 東京都千代田区神田佐久間町 2-20 翔和秋葉原ビル 2 階

移転先 東京都千代田区神田佐久間町 1-9 秋葉原庁舎 4 階北側及び会議室

## 5. 委託内容

### (1) 移転実施計画書の作成等

- ① 受託者は、公益財団法人東京都中小企業振興公社の担当者（以下、「公社」という。）が示す什器等個数表、レイアウト図等を参考とし、平成 27 年 6 月 15 日（月）より、公社が通常業務を開始できるよう、移転実施計画書を作成し、速やかに公社に提出すること。
- ② 移転実施計画書には、実施体制、スケジュール、搬出入経路、養生計画等を記載すること。
- ③ 受託者は、本業務に係る移転作業の責任者及びその他必要な作業員を専従させ、予め本業務に什器等の数や位置を調査する等、遅延なく業務の目的を達成すること
- ④ 本業務の実施にあたり、移転元及び移転先の内覧が必要な場合は、公社の了解を得て行うこと。

### (2) 事前準備

- ① 受託者は、移転に係る手順等について公社と協議すること。
- ② 受託者は、移転に要する段ボール、ラベル、梱包用テープ等、書類等の搬出入に必要な資材を、公社が指定する日に納入すること。

- ③ 上記資材は、ダンボール（A4 書類サイズ）400 枚以上、運搬仕分け用ラベル 800 枚以上、梱包用テープは段ボール封印に必要な量を目安とし、不足分があった場合は追加納入すること。
- ④ 什器等の搬出入に当たり、移転元及び移転先の床、階段、エレベータ、事務所出入口付近等、十分な養生作業を行うこと。

### (3) 移転業務

平成 27 年 6 月 13 日（土）及び 14 日（日）の間に次に掲げる業務を行うこと。

- ① 移転元から移転先への什器等の搬出入作業
- ② 移転先での什器等の配置作業（コピー機のトナー等の抜き戻し作業は含まない。）
- ③ 会社が指定する書庫（キャビネット）の設置作業
- ④ その他上記に附帯する作業

### (4) 移転に伴う工事

移転に伴い、会社が指定する箇所について次に掲げる工事を行うこと。

- ① 移転先での間仕切り工事（レイアウト図に示した箇所に、パーテーションはスチール製不燃認定パネル、パネル厚 30mm とし、床と天井で固定する。）
- ② 移転先での電気スイッチの増設工事（レイアウト図に示した箇所に、同室内設置のものと同仕様とする。）
- ③ 移転先での照明器具増設工事（レイアウト図に示した箇所の天井部分の照明を復元させる。）
- ④ 移転先での LAN 及び電源の配線工事（机等の配置に合わせ配線を行う。電話に係る作業は含まない。IP アドレスの設定等は別に実施する。）
- ⑤ 移転元でのパーテーション解体工事（事務所内の原状回復のための解体を行う。）

### (5) その他

- ① 移転先のレイアウトにおいて、修正がある場合は会社の指示に従うこと。
- ② 什器等個数表の個数については、若干の増減、項目変更等があることに留意すること。
- ③ 本業務の終了後、不要になった資材は、速やかに回収すること。

## 6. 移転業務での留意点

- (1) 移転業務の実施に当たっては、周辺施設や住民等の迷惑にならないよう最大限の配慮をすること。
- (2) 移転業務に従事する者に対して、ネームプレートの着用等本業務の関係者であることを明示させること。

- (3) 本業務の実施に伴い、受託者の責任において什器等を滅失、毀損等させた場合、または建物等を汚損、破損等させた場合は、受託者の負担に帰するものとし、速やかに現状回復措置をとること。

#### 7. 第三者による代行等の禁止

本業務は、原則として第三者に委託するなど業務の代行をさせてはならない。  
なお、公社と協議し、承認を得た業務に関してはこの限りでない。

#### 8. 委託事項の遵守等

受託者は、本業務の実施に当たって、関係法令等を遵守するとともに、本業務の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

#### 9. 支払方法等

- (1) 前記委託業務に係る人件費、物件費等の諸費用は全て契約金額に含まれるものとする。
- (2) 受託者は、業務完了後速やかに委託完了届を公社に提出すること。
- (3) 公社による検査終了後、受託者は、支払請求書を公社に提出すること。
- (4) 公社は、支払請求書に基づき受託者が指定した口座に一括振り込むこととする。

#### 10. ディーゼル車規制に適合する自動車による輸送等

本業務の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合には、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例 215 号）に基づく次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

#### 11. その他

本仕様書に記載のある事項に疑義がある場合、又は記載のない事項がある場合は公社と協議すること。

#### 問合せ先

東京都千代田区神田佐久間町 2-20 翔和秋葉原ビル 2 階

公益財団法人東京都中小企業振興公社 企画管理部 設備リース課 業務係 小林

電話 03-5822-9031